告示

○政治資金適正化委員会告示第七十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年十一月八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一四七	二八、一〇、一八	吉田　武志
五一四八	二八、一〇、一八	佐々木健之
五一四九	二八、一〇、一八	小林　洋一
五一五〇	二八、一〇、一八	岡田　皐輝
五一五一	二八、一〇、一八	鈴木　美樹

○法務省告示第五百七十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表株式会社の項、フジクラ電装株式会社の項、株式会社三鶴工業所の項から株式会社エスジーケーの項まで、石原ホームコンポーネント株式会社の項、イシハラ株式会社の項及び信和サービス神戸有限会社の項から三共テクノ株式会社の項までを削り、同表株式会社友輪技研の項中「東京都あきる野市秋留一丁目一番地十」を「東京都西多摩郡日の出町大字平井六百四十六番地」に、株式会社ベストワークの項中「千葉県我孫子市都十二番地の六」を「千葉県我孫子市布佐三千六十番地十二」に、有限会社萃明の項中「有限会社萃明」を「株式会社萃明」に改める。

○法務省告示第五百七十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社アクセス	塗装
埼玉県さいたま市見沼区大字宮ヶ谷塔千二百二十五番地三	

○法務省告示第五百七十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

永橋染織株式会社	織布運転
大阪府泉佐野市日根野二千五百四十九番地の一	

○法務省告示第五百七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月八日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表株式会社コンプリートの項中「株式会社コンプリート」を「コア株式会社」に改める。

○文部科学省告示第百五十四号

選定保存技術組苧製造の保持者矢幡正門（平成十五年文部科学省告示第百二十五号）は、平成二十八年九月二十三日死亡し、当該保持者の認定及び選定保存技術組苧製造の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十八年十一月八日

文部科学大臣　松野　博一

○農林水産省告示第二千二百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字上田字カラ谷五七〇の一七（次の図に示す部分に限る。）、五七〇の一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字カラ谷五七〇の一六・五七〇の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

1　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市連谷町栃平三の八（国有林）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び犬山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県犬山市字古山一の一八・一の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び犬山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市御船町洞口二七の四一、二七の四二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十一月八日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区小渕字上与孫二一二四の四（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）